

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年7月24日
【会社名】	第一生命保険株式会社
【英訳名】	The Dai-ichi Life Insurance Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡邊 光一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
【電話番号】	03-3216-1211(代)
【事務連絡者氏名】	執行役員グループ経営戦略ユニット長兼経営企画部長 稲垣 精二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
【電話番号】	03-3216-1211(代)
【事務連絡者氏名】	経営企画部IR室長 西村 賢治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 17,327,280,000円 (注)募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2014年7月3日付で提出した有価証券届出書及び2014年7月15日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2014年7月24日付で臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加するため、また、記載事項の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

4 新規発行による手取金の使途

(2) 手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて

第三部 参照情報

第1 参照書類

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

4 【新規発行による手取金の使途】

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額上限17,250,930,000円については、本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額114,827,840,000円及び海外募集の手取概算額上限132,079,910,000円と合わせ、手取概算額合計上限264,158,680,000円について、米国の生命保険グループであるProtective Life Corporation(以下、「プロテクティブ社」という。)の買収のための資金に全額を充当する予定です。

<後略>

(訂正後)

上記差引手取概算額上限17,250,930,000円については、本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額114,827,840,000円及び海外募集の手取概算額132,079,910,000円と合わせ、手取概算額合計上限264,158,680,000円について、米国の生命保険グループであるProtective Life Corporation(以下、「プロテクティブ社」という。)の買収のための資金に全額を充当する予定です。

<後略>

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて

(訂正前)

<前略>

公募による新株式発行の発行株式総数は184,900,000株であり、国内一般募集株数86,000,000株及び海外募集株数98,900,000株(海外引受会社の買取引受けの対象株数86,000,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数12,900,000株)の募集が行われます。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

(訂正後)

<前略>

公募による新株式発行は、国内一般募集株数86,000,000株及び海外募集株数98,900,000株(海外引受会社の買取引受けの対象株数86,000,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数12,900,000株)で募集が行われましたが、海外引受会社に付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される当社普通株式数が12,900,000株となったため、海外募集株数は98,900,000株となり、発行株式総数は184,900,000株となりました。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第112期（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日） 平成26年 6 月24日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年 7 月 3 日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成26年 6 月25日に関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年 7 月 3 日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号の規定に基づく臨時報告書を平成26年 7 月 3 日に関東財務局長に提出

(注) なお、発行価格等決定日に本 3 の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第112期（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日） 平成26年 6 月24日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年 7 月 3 日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成26年 6 月25日に関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年 7 月 3 日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号の規定に基づく臨時報告書を平成26年 7 月 3 日に関東財務局長に提出

(注)の全文削除

4 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 3 の臨時報告書の訂正報告書）を平成26年 7 月15日及び平成26年 7 月24日に関東財務局長に提出